

## 西脇市「幼保一元化」基本方針

## 目 次

### 第1部

- I はじめに
- II 現状と課題
- III 幼保一元化基本方針
- IV 幼保一元化施設の概要
- V 各地区における幼稚園・保育園の現状

## I はじめに

西脇市は、平成 17 年 10 月 1 日「人輝き 未来広がる 田園協奏都市」～いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき～ をめざして、旧西脇市と旧黒田庄町が合併し新しく誕生した。

新しい西脇市の将来を設計し、その計画に基づいた着実な推進を図ろうとするとき、その大きな要因となる人口、中でも年少人口推移は、市の将来の活力、将来の夢の具現化を押し量るバロメーターとなる。

近年、全国的に進行する少子化は、本市においても同様の傾向にあり、活気ある新生西脇市の未来をイメージしていくために、その対策を明示していくことが、まちづくりの主要課題の一つとなっている。

幼児の教育及び保育は、家庭と十分に連携をとりながら、それぞれの関係施設において、総合的に「心豊かにたくましく、生きる力の基礎」を育成・推進していく必要がある。しかし、家庭や地域の子育て環境の変化、核家族化等社会構造の急激な変化は、多様な価値観を生み出し、既存の制度のままでは、対応が難しくなってきた面がある。

また、幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

幼児が学ぶ園舎等の施設を、幼児の健やかな成長に資する良好な施設として整備し、心身共に安全・安心な環境を充実していくことは、本市の就学前教育において喫緊の課題である。

そして、若い世代が誇りと信頼、期待を抱いて本市の就学前教育・保育施設を利用できるとともに、その施設において、子育てに係る学びの支援が受けられることで、子育ての不安を解消し、就学前教育の段階から、円滑に義務教育課程への進学を展望できることを切に願うものである。

この基本方針は、多様化する親の子育てニーズに対応するとともに、子どもたちが安全で、安心して過ごせる環境を再構築することと併せて、本市における就学前教育・保育の一体化を図り、幼稚園・保育園個々の特徴を融合し、その教育・保育力を最大限に発揮していくことで、本市独自の一貫した就学前教育・保育システムを構築することをめざして策定するものである。

## II 現状と課題

### 1 保育園（所）

西脇市には、私立保育園が 8 園（そのうち 1 園は、平成 22 年 10 月 1 日、市立から法人移管）あり、0 歳から 5 歳児までの 894 名（平成 22 年 5 月 1 日現在）が入園し、うち 5 歳児は 53 名の状況である。少子化進行と併せて、全幼稚園での預かり保育実施（併設園では、学童保育に併せて実施）との関係もあり、5 歳児の入園児数は年々減ってきている。

また、各園の施設については、建設年度が昭和 40 年代のものが多く、老朽化が進んでおり改築の計画が順次予定されている状況である。

本市の総人口及び、0～4歳児の5年間の人口変化

	H17. 10	H18. 10	H19. 10	H20. 10	H21. 10	H22. 10	H32. 10
総人口 (変動)	45, 976	45, 643 (-333)	45, 198 (-445)	44, 853 (-345)	44, 591 (-262)	44, 270 (-321)	
0～4歳人口 (変動)	1, 941	1, 897 (-44)	1, 820 (-77)	1, 802 (-18)	1, 765 (-37)	1, 769 (+4)	1, 300 (予想値)
5歳人口	430	414	405	381	405	355	

2 幼稚園

西脇市には、市立幼稚園8園があり、全て5歳児の1年保育を行っている。幼稚園では、平成15年度から開設した預かり保育を年々希望する保護者が増加しており、現在、独立園3園で112名、また小学校との併設園で実施している学童保育内に、51名、計163名（8園の在籍者の約52%、平成22年5月1日現在）が利用している。

このことは、保護者の子育てニーズの多様化を意味し、幼稚園教育に併せて保育園的サービスの融合を求める時代潮流であり、就労状況や家庭状況、子育て経費等の要因に連動した変化になっているとも考えられる。

今後、少子化の進行の中で、年々園児数が減少することが予想され、現行制度のまま園児を確保することが難しく、これまでのような集団教育機能を喪失することさえ危惧される。

また、市内幼稚園でも保育園同様、老朽化施設が多く見られ、今後全ての施設を改築した場合、莫大な費用負担が生じると予測される。

園舎の耐震診断結果や施設の補修対応などを踏まえ、各園の園児の安全確保を図る上からも、市全体の就学前教育の基本方針を策定する必要がある。

3 総括

本市の保育園・幼稚園の現状及び今後の少子化や子育て支援へのニーズの多様化等の社会的要因、また、西脇市の財政事情等を推し量るとき、本市の将来を担う子どもたちに、均一で質の高い就学前教育・保育を安定的に提供できる施策を再構築する必要がある。

また、国の動向を見るとき、国家プロジェクトの一つとしての幼保一元化の方向が提起されており、本市でも保育園（所）・幼稚園の現状と諸課題を踏まえ、より充実した就学前教育・保育及び、子育て支援拠点としての環境を整備するため、以下の方針を策定する。

### Ⅲ 幼保一元化基本方針

#### 1 幼保一元化に係る 6 原則

本市における幼保一元化については、以下の 6 原則を堅持し推進する。

- (1) 法人・民営化による一元化施設とする。
- (2) 各地区既存施設の建替時期に導入する。(対象地区の合意形成を図る)
- (3) 施設建設に伴う補助金制度を設定する。
- (4) 幼稚園機能を堅持する。
- (5) 幼稚園部の年齢幅は、原則として 5 歳児とする。
- (6) 保育・教育職員の指導力の充実を図るための研修を保障する。

西脇市幼保一元化検討委員会における報告により、基本的には次のように推進する。

- (1) 期間 概ね 10 年間（平成 24 年～33 年）で全市に拡大推進
- (2) 規模 地域の実態を考慮しつつ、概ね 100 人～200 人規模の幼保一元化施設に集約
- (3) 補助金 補助要綱を定め、運営費、施設整備費を市が支援
- (4) 民営化 法人・民営化による幼保一元化施設運用のガイドラインを作成し円滑に移行

#### 2 推進イメージ

- (1) 幼保一元化施設は、保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも、教育・保育を一体的に提供する就学前教育施設とする。このため、市が新たに策定する「西脇市幼児教育・保育推進のための指針」（仮称）のもと、一体的な教育・保育計画に基づいて実施する施設とする。
- (2) 幼保一元化施設は、市内外の 0 歳から 5 歳までの異年齢の子どもたちが関われる施設とし、適正規模の集団生活をとおして、人間関係や社会のルールを学び、就学前の子どもたちが心豊かに健やかに成長できる施設とする。  
そのために、保育園、幼稚園の枠を超えた 0 歳から 5 歳までの幼保一元化カリキュラムの実践によって、市内の就学前の児童が、同じ教育・保育を享受でき、義務教育への円滑な接続が可能となるようにする。
- (3) 幼保一元化施設は、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援の中心的施設とする。  
子育て支援を行うことで、家庭・地域との連携が深まり、子育てに関わる多くの人のネットワークを築くことのできる施設とする。
- (4) 保護者の生活実態に合わせた多様なニーズに弾力的・迅速に対応できる施設とする。

- (5) 保育園・幼稚園それぞれが有するこれまでの就学前教育・保育の経験を生かし、質の高い就学前教育・保育を提供することができる施設とする。

#### IV 幼保一元化施設の概要

(1) 対象者

- ① 保育所に入所する0歳から5歳までの児童
- ② 幼稚園に通園を希望する児童（5歳児）
- ③ 就学前の子どもで、幼稚園、保育園のどちらにも通園しない児童及びその保護者（子育て支援対応）

(2) 形態

認可された保育園が、幼稚園機能を付加した施設として運営する施設とする。

(3) 保育時間

- ① 保育園に該当する児童（0歳～4歳）の基本時間は、従来の保育園の保育時間に準じるものとする。
- ② 幼稚園に該当する児童（5歳）の基本時間は、午前8時から午後2時までとする。ただし、希望する者は、延長保育を選択することができる。

(4) 休園日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 年末年始に係る休日（12月29日から同月31日、1月1日から同月3日まで）

※ ただし、幼稚園部に通園を希望する児童の休業日は原則として上記に加え

- ① 土曜日
- ② 春季休業日 3月21日から4月9日まで
- ③ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ④ 冬季休業日 12月25日から翌年1月9日までとする。

(5) 設置主体

設置主体は、法人を原則とする。

(6) 利用料

幼保一元化施設の利用は、各施設と保護者の直接契約となるため、利用料も基本的には、各施設が独自に定めることとする。ただし、教育・保育の機会均等、幼稚園の移行期の公平の見地から、他の幼稚園との均衡を図る。

(7) 運営費

法人等が運営する場合、市は運営に伴う補助金制度を設定し支援を行う。

(8) 施設整備費

法人等が幼保一元化施設として施設整備を行う場合は、市は施設建設に伴う補助金制度を設定し支援を行う。

(9) 子育て支援

保護者の要請に応じた子育て相談や交流を通じたネットワークづくり等、適切な子育て支援が行える体制・環境が整えられているものとする。

(10) 職員体制

幼保一元化施設には、園長を置く。

保育・教育職員は、年齢別乳幼児数に応じて必要な職員及び、その他必要な職員を置く。(県の基準に準じるものとする。)

保育・教育職員は、保育士・幼稚園教諭両方の資格・免許を有するものが望ましい。

また、障害のある乳幼児に対しては、必要に応じて加配教員・介助員を置く。

(11) 運営管理

保育・教育職員は、原則的に全員同一の勤務条件であり、全員で保育・教育に当たる。

また、保育・教育職員の資質向上を図るため、研修・研究時間を確保するよう努める。

V 各地区における幼稚園・保育園の現状（人数はH22.5.1現在）

	ブロック名	園名	全園児数	5歳児数	備考
1	西脇ブロック	西脇幼	45	45	
		西脇保	181	17	
		津万保	75	12	
		日野幼	35	35	
		日野保	159	7	
計			495	116	

	ブロック名	園名	全園児数	5歳児数	備考
2	西脇東ブロック	比延幼	30	30	
		双葉幼	3	3	
		比延保	63	0	
計			96	33	

	ブロック名	園名	全園児数	5歳児数	備考
3	西脇南ブロック	重春幼	128	128	
		どれみ保	148	15	
		春日保	107	0	
		芳田幼	14	14	
		芳田保	54	0	
計			451	157	

	ブロック名	園名	全園児数	5歳児数	備 考
4	黒田庄ブロック	楠丘幼	27	27	
		桜丘幼	33	33	
		黒田庄保	119	1	
計			179	61	